

【議題 1】

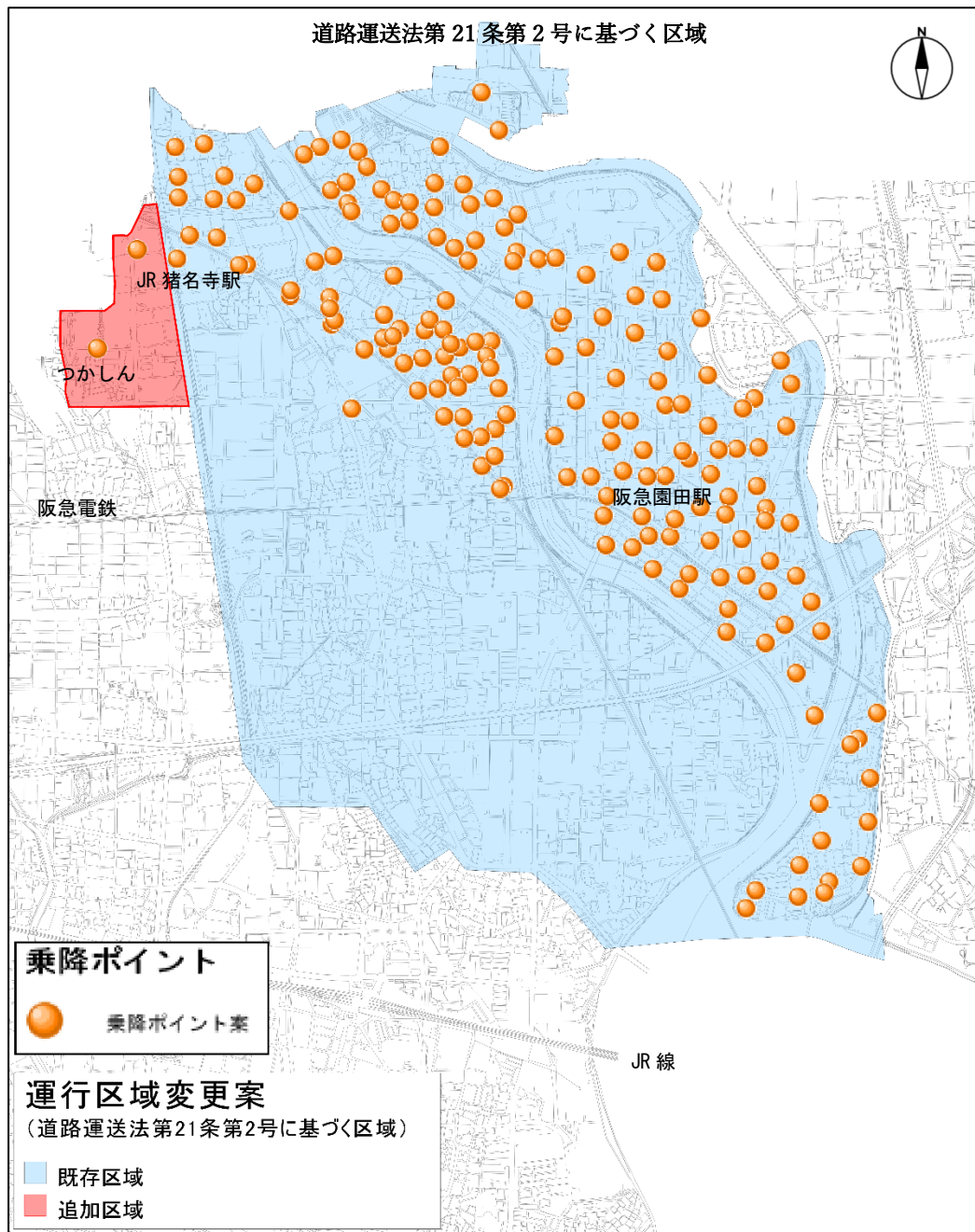
A I オンデマンド型交通実証運行に係る運行エリアの一部変更について

令和 8 年 5 月 2 5 日に開催した第 1 7 回尼崎市地域公共交通会議において協議が調いました A I オンデマンド型交通実証運行の内容について、地域住民から運行エリア拡大の強い希望があったことから、運行エリアを下図のとおり一部変更して実施します。

なお、変更エリアの運行にあたっては別途、道路運送法第 2 1 条第 2 号及び同法施行規則第 1 9 条の規定に基づく申請を行い、許可があった日以降の運行開始とします。

以 上

【図】運行エリア変更（案）



※追加区域における乗降ポイントについては、私有地内での追加を予定しております。